

宇和島市広報紙広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇和島市が発行する広報紙「広報うわじま」(以下「広報紙」という。)への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 広告の掲載範囲は、宇和島市有料広告取扱要綱(平成18年要綱第71号。以下「要綱」という。)第3条に準ずる。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、市長が定める。

(広告内容、デザイン等)

第5条 広告の内容及びデザイン等は、宇和島市有料広告掲載基準に準ずる。

(広告の掲載回数)

第6条 広告を掲載する回数は、1回単位とし、連続して掲載できる回数は、12回までとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、要綱第7条に準ずる。

2 広告掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広報紙への申し込みは、要綱第8条に準ずる。

2 掲載しようとする広告の版下は、宇和島市有料広告掲載基準に基づいて作成し、版下用紙及びフロッピー等の記録媒体により提出する。

(広告掲載の決定)

第9条 広告掲載の決定は、要綱第9条に準ずる。

2 市長は、広告掲載希望者が第4条に定める枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に該当しないもの

3 前項の規定のうち、掲載するページの内容と関連のあるものを優先することができる。

4 第2項の規定によっても、広告掲載希望者が第4条に定める枠数を超えると

きは、抽選により決定する。

(広告掲載の取り消し)

第 10 条 市長は、要綱第 11 条及び次の各号に該当する場合は、広告掲載が決定した広告掲載希望者(以下「広告主」という。)への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の取り下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載料の返還は、要綱第 12 条に準ずる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(疑義等の決定)

第 13 条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項は、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、要綱の規定を適用する。

第 15 条 前条に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。